

居宅サービス計画作成に係る一連の業務 (概要)

※下線部が未実施の場合は、運営基準減算となるため注意すること。

1	相談受付及び契約	<p>以下について文書を交付して説明し、利用申込者から署名を得る。</p> <p>① 複数の居宅サービス事業者等を紹介するよう求めることができること ② 居宅サービス計画に位置づけた居宅サービス事業者の選定理由の説明を求めることができること ③ 前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画の総数のうちに訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護(以下「訪問介護等」という。)がそれぞれ位置づけられた居宅サービス計画の数が占める割合、前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置づけられた訪問介護等ごとの回数のうちに同一の指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者によって提供されたものが占める割合等</p>
2	利用者の心身の状況について課題分析(アセスメント)	<p>・利用者の居宅(※)を訪問し、利用者及び家族に面接を行う。</p> <p>※居宅の定義・・・法第8条第2項 この法律において「訪問介護」とは、要介護者であつて、居宅(老人福祉法(昭和三十八年法律第百三十三号)第二十条の六に規定する軽費老人ホーム、同法第二十九条第一項に規定する有料老人ホーム(以下「有料老人ホーム」)という。)その他の厚生労働省令で定める施設における居宅を含む。以下同じ。)において介護を受けるもの(以下「居宅要介護者」という。)について、その者の居宅において介護福祉士その他政令で定める者により行われる入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話であつて、厚生労働省令で定めるもの(定期巡回・随時対応型訪問介護看護(第十五項第二号に掲げるものに限る。))又は夜間対応型訪問介護に該当するものを除く。)をいう。</p> <p>・項目10-12(自主点検表10ページ)の課題分析を実施する。 ◆「介護サービス計画書の様式及び課題分析標準項目の提示について」(平成11年11月12日 老企第29号)</p>
3	居宅サービス計画書の原案を作成	<p>・アセスメント結果に基づき、最も適切なサービスの組合せを検討し、実現可能な居宅サービス計画の原案を作成する。 ・6項目(自主点検表10ページ)について計画に盛り込む。</p>
4	サービス担当者会議の開催	<p>原案について意見を求めるため、サービス担当者会議を開催する。</p> <p>◆原則として関係者の召集が必要だが、例外として以下の場合には意見照会をもって代えることができる。 ① やむを得ない場合(日程調整を行ったが、サービス担当者の事由により参加できなかった場合) ② 利用者の状態に大きな変化が見られない等における軽微な変更等</p> <p>◆要介護更新認定又は区分変更を受けた場合も開催しなければならない。この場合は、居宅サービス計画変更の一連の業務(「課題分析の実施」「居宅サービス計画原案の作成」「サービス担当者会議等による専門的意見の聴取」「居宅サービス計画の説明及び同意」「居宅サービス計画の交付」及び「個別サービス計画の提出依頼」)が必要となる。</p> <p>◆サービス担当者会議は、利用者等の同意をもってテレビ電話装置その他の情報通信機器を活用して行うことができるものとする。</p>
5	居宅サービス計画書原案について、利用者等から同意を得る	<p>居宅サービス計画書原案について、利用者又は家族へ説明し、文書による同意を得る。</p> <p>◆署名、説明年月日、同意年月日を記載すること。</p>
6	居宅サービス計画書の確定版を利用者・事業者へ交付	<p>居宅サービス計画書の確定版を利用者・事業者へ交付。</p> <p>◆第1表～3表、6表及び7表を交付する。 ◆署名、交付年月日等を記載すること。 ◆個別サービス計画の提供を依頼する。</p>
7	居宅サービス事業者によるサービス提供	<p>居宅サービス事業者によるサービスの提供。</p> <p>◆各居宅サービス事業所から個別サービス計画を受領する。</p>
8	継続的なモニタリング	<p>継続的に実施状況の把握(モニタリング)を行う。</p> <p>◆継続的なアセスメントを含む。 ◆特段の事情のない限り、少なくとも月に1回は居宅を訪問し、利用者へ面接をする。また、モニタリングの結果を記録する。</p>
9	計画変更	<p>計画変更する場合は、2から6の業務を実施する。</p> <p>◆軽微な変更については、2から6の業務の省略が可能。自主点検表14ページまたは「介護保険最新情報vol.959」を参照すること。</p>